

キャンセル規定

令和4年(2022年)4月1日

ご使用者様各位

豊中市市民ホール等指定管理者
JTB・日本管財・大阪共立グループ

■臨時舞台人件費について

- ・使用日の15日前までにキャンセルの連絡を受けた場合、人件費は請求しないものとする。
- ・使用日の14日前から8日前までにキャンセルの連絡を受けた場合、人件費の30%を請求する。
- ・使用日の7日前から4日前までにキャンセルの連絡を受けた場合、人件費の50%を請求する。
- ・使用日の3日前から当日までにキャンセルの連絡を受けた場合、人件費の100%を請求する。

■製作物(看板等)について

- ・キャンセルとなった場合でも、既に完成しているものについては100%の費用を請求する。
- ・製作途中のものについては応相談とする。

■賃貸物(レンタル機材等)について *連続利用の場合、初日(仕込日等)を起算日とする。

- ・使用日の8日前までにキャンセルとなった場合、費用は請求しないものとする。
- ・使用日の7日前から2日前までにキャンセルとなった場合、応相談とする。
- ・使用日の前日にキャンセルとなった場合、全体費用の50%を請求する。
- ・使用日の当日にキャンセルした場合、全体費用の100%を請求する。

※キャンセルの場合は必ず**使用予定の施設**へ連絡をお願いいたします。

ご使用の施設において、**キャンセルの旨が確認できた時点で**摘要といたしますので、**施設ごとの休館日の違い**にご注意ください。

◎気象状況等に伴う催事中止のおそれがある場合

※原則、施設の使用については使用者の意向を尊重することとし、キャンセルになる場合は上記の規定を適用する。

◎使用者側の責に帰さない場合

※地震等の大規模災害により、施設管理者側(行政及び指定管理者)が施設の使用は施設管理上困難であると判断した場合には、使用者の責に帰さない使用取り消しとなるため、上記内容についての費用は使用者側には請求しないものとする。

以上